

「著しく不適切な受入体制」の考え方

令和6年4月策定
出入国在留管理庁

この指針は、出入国在留管理庁が教育機関による留学生（留学の在留資格をもって在留する者をいう。以下同じ。）の「受入体制」について、これを「著しく不適切」と判断する際の考え方を示すものである。

「留学」の在留資格に該当する活動は、本邦の教育機関において教育を受ける活動であり、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第一の四の表の下欄に規定されている。また、法務省令において、本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されており、在留資格「留学」に係る基準2号の2の「申請人が教育を受けようとする教育機関が、当該教育機関において教育を受ける外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制を整備していること」の規定に適合していない場合には、外国人の上陸は認められないこととなる。

そこで、申請者及び関係者の予見可能性を高めるため、教育機関による留学生の受入体制が「著しく不適切」と判断される場合について、以下のとおり例示する。

なお、関係省庁等から留学生を受け入れる教育機関の受入体制が「著しく不適正」である旨の通報がある場合、当該事由に基づき、関係省庁等において教育機関名の公表に至った場合、教育機関への処分が行われた場合においても、改善が認められるまでの間、上陸基準に適合しないものとして取り扱う。

1. 出席状況を適正に管理していない場合

留学生の出席状況又は退学・除籍の状況を適切に管理していないことにより、教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生等（除籍・退学者、行方不明者を含む。以下同じ。）が相当数発生し、改善が見込まれない状況である場合については、「出席状況を適正に管理する体制を整備していない」と判断される。

2. 資格外活動の状況を適正に管理していない場合

「法第十九条第一項の規定の遵守状況を適正に管理する体制」を整備していない状況とは、留学生の資格外活動の状況について適切に管理していないことにより、教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生等が相当数発生しているにも関わらず、法第十九条第一項の規定の遵守状況の確認や改善指導等を行わず、改善が見込まれない状況である場合等が想定される。

3. 学習の状況等を適正に管理していない場合

下記のいずれかに該当する事実が認められ、教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生等が相当数発生し、改善が見込まれない状況である場合については、「学習の状況等を適正に管理する体制を整備していない」と判断される。

- ・ 留学生の収容定員数又は在籍者数に過度な増加があること
- ・ 各教育課程において授業を受けるために最低限必要な日本語能力を有しない者を多数受け入れていること
- ・ 仲介者の有無や経費支弁能力の確認が不十分であること
- ・ 留学生の受入規模に見合わない脆弱な組織体制や適切さに欠ける修学環境であること
- ・ その他、留学生が教育を受ける活動を適切に行っているとは認められない状況にあること

4. 留学生に対し、人権侵害行為を行い、また法令に違反する行為を唆し、若しくは助けている場合

留学生に対する人権侵害行為及び法令違反教唆・幫助行為については、発生した時点で留学生の安定的な在留に著しく支障を及ぼし、既に受入機関としての適格性が失われていると考えられることから、「学習の状況等を適正に管理する体制を整備していない」と判断される。

当該行為が、①教育機関の設置者によって実行されていた場合、②教育機関内である程度組織的に行われていた場合、③一教員や一職員の行為ではあるが組織として黙認されていたような場合には、教育機関がこれらの行為をしたものと評価される。

「人権侵害行為」には、旅券や在留カードの取上げ、合理的な理由なく留学生の意に反して除籍・退学・帰国等させる行為、進学や就職のために必要な書類を発行しないなど留学生の進路選択を妨害する行為、留学生に対する暴力、セクシャルハラスメント、人種差別的言動等が含まれる。

「法令に違反する行為」とは、出入国管理法令に定める違反行為の他、犯罪行為を含めた法令に違反する行為が含まれる。

5. 教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないとき

教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生が相当数存在し、その状況を是正する措置が適切にとられていない場合、既に改善が見込

まれな程度の状況の悪化が生じていると考えられることから、「学習の状況等を適正に管理する体制を整備していない」と判断される。

「教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生」とは、例えば、授業の大半を居眠りや学習以外の行為をして過ごしていた者、授業に出席せずアルバイトを行っている者等を指す。

「教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生が相当数存在する場合」に該当するか否かについては、当該留学生の数のみで判断されるものではなく、地方出入国在留管理局において必要な調査を行った上で、当該留学生の受講状況等、個別の状況を踏まえて判断されるものである。その判断基準の例として、

- ・ 全ての留学生の6か月間出席率の平均が7割を下回ること
 - ・ 一暦年中に入学した留学生の3割以上が、在留期間の更新又は在留資格の変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ること
- などが挙げられる。